

議案第110号

さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月1日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の徴収等に係る事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、広域連合条例に規定する事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。 <u>(1)～(7) [略]</u> <u>(8) 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) [略]</u>	(保険料の徴収等に係る事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、広域連合条例に規定する事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。 <u>(1)～(7) [略]</u> <u>(8) [略]</u>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。